

■交付要綱8（4）に掲げる事業（障害児施設等）

（1施設あたり）

事業（施設）の種類			交付基礎点数	
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 20人 以下	都市部	88,679
			標準	84,457
		21人 ～ 40人	都市部	178,095
			標準	169,615
		41人 ～ 60人	都市部	296,919
			標準	282,780
		61人 ～ 80人	都市部	417,855
			標準	397,958
		81人 ～ 100人	都市部	537,689
			標準	512,085
		101人 ～ 120人	都市部	657,339
			標準	626,038
		121人以上	都市部	777,081
			標準	740,078
	訓練事業等整備加算		都市部	37,585
			標準	35,796
	大規模訓練設備等整備加算		都市部	123,784
			標準	117,890
	短期入所整備加算		都市部	10,199
			標準	9,714
発達障害者支援センター整備加算		都市部	11,854	
		標準	11,290	
障害児相談支援整備加算		都市部	8,472	
		標準	8,069	
居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算		都市部	5,641	
		標準	5,373	
小規模グループケア整備加算		都市部	18,195	
		標準	17,329	
避難スペース整備加算		都市部	32,714	
		標準	31,157	
児童発達支援センター 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	本体	利用定員 20人 以下	都市部	48,796
			標準	46,473
		21人 ～ 40人	都市部	98,238
			標準	93,560
		41人 ～ 60人	都市部	164,036
			標準	156,225
		61人 ～ 80人	都市部	230,477
			標準	219,502
		81人 ～ 100人	都市部	296,919
			標準	282,780
		101人 ～ 120人	都市部	362,533
			標準	345,270
		121人以上	都市部	429,159
			標準	408,723

訓練事業等整備加算	都市部	37,585
	標準	35,796
大規模訓練設備等整備加算	都市部	123,784
	標準	117,890
短期入所整備加算	都市部	10,200
	標準	9,714
発達障害者支援センター整備加算	都市部	11,854
	標準	11,290
障害児相談支援整備加算	都市部	8,472
	標準	8,069
居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部	5,641
	標準	5,373
避難スペース整備加算	都市部	32,714
	標準	31,157
増築整備（既存施設の現在定員の増員）	都市部	24,444
	標準	23,280
障害児相談支援（各事業のみの整備の場合）	都市部	8,472
	標準	8,069
居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（各事業のみの整備の場合）	都市部	5,641
	標準	5,373
避難スペース整備（避難スペースのみの整備の場合）	都市部	32,714
	標準	31,157

- (注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」
（こ成事第432号令和5年8月22日）により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。
- 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。